

## 平成 28 年度相談支援従事者及びサービス管理責任者現任研修実施要綱

### 1 研修の目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）における相談支援事業及び障害福祉サービス事業に従事する人材の資質の向上を図ることを目的とします。

### 2 研修期間及び会場

研修期間は、3日間とし、2～3日目は2組に分けて講義及び演習を行います。

区 分		開催日		会場／住所
共通講義 (1日目)		10月4日(火)		静岡県総合社会福祉会館(シズウェル) 703会議室 (〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70)
演	1グループ (更新1回目)	2日目	10月6日(木)	
		3日目	10月12日(水)	
習	2グループ (更新2回目)	2日目	10月13日(木)	
		3日目	10月18日(火)	

※ 現任研修の受講が1回目の者は1グループ、2回目の者は2グループでの受講を基本とします。

※ 会場には駐車場がないため、公共交通機関を利用してください。

### 3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課が実施します。

(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

### 4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとします。

なお、受講者には、受講決定時に事前課題(演習事例提出)を案内しますので、所定の様式により、不備等なく期限までに提出してください。

### 5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、障害者(児)ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で以下に掲げる者としてします。

(1) 現に相談支援専門員として従事している者、又は今後従事する予定のある者であつて、次の①、②いずれかに該当する者

① 平成23～26年度の相談支援従事者初任者研修(5日間)を修了し、かつ相談支援従事者現任研修を修了していない者

② 平成18～22年度の間相談支援従事者初任者研修を修了した者で、初任者研修修了の翌年度から、5年以内に相談支援従事者現任研修を修了し、かつ6年以上10年以内に相談支援従事者現任研修(2回目)を修了していない者

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事する者であって、以下に該当する者

平成 18～27 年度のサービス管理責任者等研修の修了者であり、かつ、現在、障害者総合支援法に規定された障害福祉サービス事業所又は児童福祉法に規定された障害児支援施設において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者。ただし、平成 23～27 年度に実施した相談支援従事者現任研修を受講していない者に限ります。

## 6 受講定員

190 名程度とします。

## 7 受講申込

申込様式	別紙様式 1 【様式ダウンロード先 URL <a href="http://www.a-taiyou.jp/">http://www.a-taiyou.jp/</a> 】
申込方法	①あしたか太陽の丘研修センターへ、電子メールで別紙様式 1 を送信 ②メールの到着と記載内容を確認するため、研修センターへ電話連絡 (確認の受付は、平日 9:00～17:00)
申込先	kensyu@a-taiyou.jp
申込期限	平成 28 年 8 月 10 日 (水) 17:00 (電話確認含みます。)

### (1) 受講区分

申込書(別紙様式 1)に記載する受講区分は、以下のとおりとします。

- ① 現に指定相談支援事業所で相談支援専門員として従事している者
- ② 現任の相談支援専門員ではないが、今後、相談支援専門員として従事する予定の者。ただし、相談支援専門員の研修要件を備えている者に限る。
- ③ 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している者  
なお、現任のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者であっても、相談支援専門員の要件を満たしており、将来的に相談支援専門員として従事する予定のある者は、受講区分②で申し込んでください。

### (2) 注意事項

- ① 申込みは、各市町又は法人ごとお願いします(事業所単位の申込みは無効)。
- ② 受講に際し、配慮(車椅子使用、介助者が付添う等)を希望する場合は、申込書に記載してください。
- ③ 申込期限までに申込書の提出及び電話確認がなかった場合、又は申込書に不備があった場合には受け付けませんのでご承知おきください。

## 8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が選考の上決定し、各法人の代表者あてに受講決定通知を送付します。

- ※ 申込人数が受講定員を超過した場合は、相談支援専門員を優先します。
- ※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。

## 9 修了証書

研修の全課程を修了した者に、静岡県知事の修了証書を授与します。なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。

- ① 指定の期日までに、事前課題の提出がない場合
- ② 提出された事前課題に不備がある場合
- ③ 講義に遅れた場合（公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- ④ 欠講又は早退等により、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ⑤ 私語・居眠り・スマートフォンの操作等、著しく受講態度が悪い場合

## 10 受講経費

受講経費（研修資料代）として当日受付にて4,000円を徴収します。

また、受講地への旅費及び滞在費は、受講者負担とします。

※研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては、受講経費の返還は行いません。

## 11 申込・問合せ先

〒410-0301 沼津市宮本5-2

（福）あしたか太陽の丘 研修センター 担当 坂井、渡部、池浦

電話 （代）055-923-7850（平日9:00～17:00）

E-mail アドレス kensyu@a-taiyou.jp URL <http://www.a-taiyou.jp/>

## 平成 28 年度 相談支援従事者及びサービス管理責任者現任研修 研修日程

日	時 間	研 修 内 容
1 日目 10 月 4 日 シズウェル 703	9:40 ～ 9:50	開講式・オリエンテーション
	9:50 ～ 11:50	相談支援の基本姿勢について
	12:50 ～ 14:50	自立支援協議会について
	15:00 ～ 17:00	障害者福祉の動向及び地域生活支援事業について
2 日目 10 月 6 日 10 月 13 日 シズウェル 703	9:30 ～ 12:30	障害者ケアマネジメントの実践 「相談面接のロールプレイ（アサーティブコミュニケーション）」
	13:30 ～ 15:15	障害者ケアマネジメントの実践 「演習Ⅰ 個別実践報告」
	15:30 ～ 17:30	障害者ケアマネジメントの実践 「演習Ⅱ 個別実践報告」
3 日目 10 月 12 日 10 月 18 日 シズウェル 703	9:30 ～ 15:30	スーパーバイズ 「演習Ⅲ 共通事例のケア計画の作成」
	15:30 ～ 17:30	スーパーバイズ 「利用者主体のソーシャルワークの理解」

※ 日程の時間割、講師等については、変更することがあります。